

報告第9号

健全化判断比率の報告について

次のとおり健全化判断比率を算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により報告する。

令和7年9月17日

渋谷区長 長谷部 健

令和6年度健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	△2.8 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載した。
- 2 括弧内の数値は、当該比率の早期健全化基準である。